

長野県公式観光サイト Go NAGANO 外国語情報発信拡充事業（ウェブコンテンツ制作等）業務委託 プロポーザル公募要領

1 趣旨

本要領は、「長野県公式観光サイト Go NAGANO 外国語情報発信拡充事業（ウェブコンテンツ制作等）業務委託」に関して、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、必要な事項を定めるものです。

2 委託業務概要

(1) 業務名

長野県公式観光サイト Go NAGANO 外国語情報発信拡充事業（ウェブコンテンツ制作等）業務

(2) 業務の目的

コロナ禍において国際間の移動が制限される中、デジタルでの情報発信及びポストコロナに向けたブランディングによる長野県の知名度向上とインバウンド回復時における旅行目的地としての認知を深めて誘客を図ることを目的とします。

(3) 業務内容

別添仕様書（案）のとおり。

なお、仕様書（案）の委託業務の内容は現時点の予定であり、今後、打合せの中で変更する可能性がありますので、ご了承ください。契約後の変更については、その都度協議させていただきます。

(4) 企画案を求める具体的内容の項目

①ランディングページ制作業務

ア 全体コンセプト

イ ランディングページの概要と展開の考え方

②記事コンテンツ制作業務

ア 制作体制（取材、編集、翻訳等）

イ 取材対象、コンテンツ制作の概要

③インターネット広告業務

広告手法とその効果

④その他

ア 全体スケジュール

イ 上記①～③の項目に加えて特に提案する事項やアピールする点

⑤業務等に関する経費及びその内訳

(5) 履行期間又は履行期限

契約日から令和4年3月25日（金）まで

(6) 費用の上限額

7,700,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(7) 契約書

別添契約書（案）のとおり

3 公募型プロポーザルに係るスケジュール

公告日	令和3年5月18日（火）
公募期間	令和3年5月18日（火）～5月24日（月）
参加申込書の提出期限	令和3年5月24日（月）午後5時必着
企画提案書等の提出期限	令和3年6月3日（木）午後5時必着
選考結果通知	令和3年6月8日（火）
契約手続き	令和3年6月中旬

4 公募型プロポーザル方式による業務委託候補者選定

上記2の委託業務の受託候補者（以下「委託候補者」という。）の選定は、公募型プロポーザル方式により行います。

受託を希望する者は、提出期限までに提案書を指定場所へ提出してください。提案内容等について審査のうえ、最も優れた能力を有すると認められるものを委託候補者とします。なお、プロポーザルに係る諸経費は、全て参加者の負担になります。

5 公募型プロポーザル応募資格要件

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 過去5年以内に本業務と同種の業務又は類似する業務の履行実績を有する者であること。
- (2) プロポーザル審査会及び機構の事務局で行う打合せ等に、参加できる態勢をとれる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

6 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意のうえ、参加申込書を提出するものとします。提出期限までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することはできません。

- (1) 提出書類
 - ① 参加申込書（様式第1号）
 - ② 参加要件具備説明書類（様式第1号附表）
- (2) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法
 - ① 提出期限 令和3年5月24日（月）午後5時（必着）
 - ② 提出場所 一般社団法人長野県観光機構 デジタルマーケティング部
 - ③ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は、提出期限までに到達したものに限ります。
- (3) 応募資格要件の審査
応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。
- (4) 非該当理由に関する事項
参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を5月26日（水）までに電話で連絡します。
- (5) 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

7 応募、企画書提出に関する質問

企画提案書作成に関する質問については、以下により受け付けます。

- (1) 受付期限 令和3年5月28日（金）午前10時まで。
- (2) 質問方法 企画提案に関する質問がある場合は、後記15の問い合わせ先に質問票（任意様式）を電子メールで提出することにより行ってください。電話及び口頭による質問は受け付けられないものとし、原則電子メールによることとします。なお、電話にて必ず着信の確認を行ってください。
- (3) 回答方法 回答は、質問票の提出のあった日から2日間程度以内に随時行い、最終回答は、令和3年5月31日（月）午後5時までに行います。なお、質疑回答内容を全参加申込者に対し電子メールで送信し、情報共有を図ります。
- (4) その他 質疑回答の内容は、仕様に含まれるものとし、仕様書と異なる内容は、質疑回答の内容を優先します。

8 企画提案書の作成・提出

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書（様式第2号）及び企画書（任意様式）
企画書は、別に定める仕様書に示した内容及び別表の審査基準表を踏まえ、構成やイメージを視覚的に確認できるものを記載すること。
 - ② 経費見積書（様式第3号）
経費の合計額は、2（6）に示す上限額以内になるようにすること。
 - ③ 会社概要又はパンフレット

(2) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和3年6月3日(木)午後5時(必着)
- ② 提出場所 一般社団法人長野県観光機構 デジタルマーケティング部
- ③ 提出部数 5部
- ④ 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送の場合は、提出期限までに到達したものに限り。郵送で提出した場合は、到達したことを電話で確認してください。

(3) 提出された企画書等の取扱い

- ① 企画書等の作成及び提出に係る経費は、提案者の負担とします。
- ② 提出された企画書等は、返却しません。
- ③ 複数の企画書等の提出はできません。
- ④ 提出された企画書等は、提案者に無断で使用しません。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがあります。
- ⑤ 提出された企画書等は、提出後に内容を変更することはできません。
- ⑥ 提出された書類等に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。

9 審査

委託候補者の選定は、別に設置する「受託候補者審査委員会(以下「審査委員会」という。)」による審査によって行います。

(1) 審査方法

別添の企画提案書審査要領のとおり。
プレゼンテーションは実施しない。

(2) 審査基準

別表の審査基準表のとおり

(3) 審査結果

- ① 企画提案書を提出した者のうち、企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を書面で通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由を書面により通知します。

10 選定後の手続き等

(1) 契約手続き

- ① 当機構は、長野県財務規則(昭和42年長野県規則第2号)に定める随意契約の手続きにより、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとします。
- ② 本業務の業務委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、この内容(見積を含む)をもって直ちに契約内容とするものではありません。契約締結及び事業実施にあたっては、必ず機構と協議を行いながら進めるものとします。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。

(2) 契約保証金

契約締結の際には、地方自治法施行令第167条の16及び長野県財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第142条の規定を準用し、原則として契約保証金(契約金額の100分の10以上)を納付していただくこととなりますが、長野県財務規則第143条の規定を準用し、同条第1項に該当するときは、納付を免除します。

(3) 委託料の支払

委託料の支払いは業務終了後に提出される報告書に基づき、契約内容を確実に履行していることを確認したうえで、支払います。

(4) 業務の再委託

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできませんが、業務の一部については、受託者が予め機構と協議し、機構が認めた場合に限り第三者への委託、又は請け負わせることができるものとします。

(5) 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うのにあたり取得した個人情報の取扱いについては、長野県個人情報保護条例等に基づき、適正に行ってください。

(6) 守秘義務

受託者は、業務委託にあたり業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

11 提案書等の提出先、本件についての問い合わせ先

一般社団法人長野県観光機構 デジタルマーケティング部（担当：永井優也）

住所 〒380-8570 長野県長野市大字南長野町 692-2

電話 026-234-7200

ファクシミリ 026-232-3233

E-mail dmarketing@nagano-tabi.net